

## 「より良い労働環境の確保のために『Me Too』と叫ぼう！」

<小さな問題が大きな問題となる前に行動しよう>

2017年の労働相談件数は2016年を上回る！

### 1. 2017年12月相談概況

年月	項目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2017年 12月		58人	84件	1.45件
2017年 11月		93人	93件	1.50件
2016年 12月		70人	101件	1.44件

#### (1) 相談者及び相談件数の推移

資料-1 「2017年雇用形態別相談者数月別集計」

資料-2 「2017年12月相談件数（雇用形態別）」

資料-3 「2017年12月相談者数（雇用形態・男女・業種別）」

- ① 12月期の相談者数は58名、相談件数は84件（対前月比<-35人、-9件>）となっています。
- ② 男女別割合では、男性34名（58.6%）、女性24名（41.4%）となっており、その内「正社員＝男性」が37.9%となっており、「正社員＝男性」の相談者数の割合が高い傾向となっています。
- ③ 相談件数は全体で84件。男性53件（1.55件／1人）、女性31件（1.29件／1人）となっています。
- ④ 相談項目内容の特徴は、賃金関係での相談が多く全体の32.5%を占めており、とりわけ「不払残業・割増賃金」の相談が多く寄せられています。
- ⑤ 業種別の相談者数では、「卸・小売・飲食店」の19名（全体比32.7%）、「医療・福祉・医薬品業」の11名（同18.9%）、「その他サービス業」が10名（同17.2%）と多くなっています。とりわけ「医療・福祉・医薬品業＝正社員」や「卸・小売・飲食店＝パート」の比率が高くなっています。

#### ※参考1【相談項目内容：相談項目別・業態別・男女別】

相談項目	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明・他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	2			2													2	2
契約	5	1	2			1	1										8	2
賃金	11	2	1	1		5	6	1									18	9
時間	1	4		1		2	1										2	7
雇用	3			2	1		1										5	2
退職	4	1	1				2										7	1
保険	1				1	1								1			3	1
安全	2					2											2	2
差別	1		1	2		1	1										3	3
その他	3	2															3	2
合計	33	10	5	8	2	12	12	1	0	0	0	0	0	0	1	0	53	31



#### (4) 2017年の相談傾向

資料－1 「2017年雇用形態別相談者数月別集計」

資料－7 「2017年・月別集計 違法件数（相談項目別）」

資料－8 「2017年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－9 「2017年 月別集計 相談件数（相談項目別）」

- ① 男女別相談者は「男性（472名／61.1%）」「女性（301名／38.9%）」となっており、業種別相談者としては「正社員・男性」（341人／44.1%）、「パート・女性」（143名／18.5%）が多くを占めています。
- ② 違法な相談件数は、全相談件数1,198件に対し、685件（全体比57.2%）となっており、依然高い水準にあります。とりわけ、「賃金関係」（全体の29.1%）、「労働時間関係」（同20.0%）、「労働契約関係」（同13.4%）に集中しています。
- ③ 1月～12月を通してコンスタントに専用相談ダイヤルが鳴っています。相談内容は多岐に及んでいますが「労働契約関係」「賃金関係」「労働時間関係」「雇用問題」での相談は毎月10件を超え、特に「賃金関係」は月平均20件を超えています。それに呼応するように前述した相談項目も違反件数が高い水準を示しています。
- ④ 業種別相談者の推移は、「卸・小売・飲食店」が25.1%、「医療・福祉・医薬品業」が21.9%、「その他サービス業」が16.4%と高い比率で推移しています。

#### (5) 2017年12月の雇用情勢

2017年12月度は前月期、昨年同時期と比べ、相談者数、相談件数ともに減少傾向にあるといえますが、「不払残業・割増賃金」に関する相談や「就業規則・雇用契約」に関する相談、「解雇・退職強要・契約打切」などの相談は前月と比べても決して少ない情勢にはなっていません。時間外手当の未払や就業規則や雇用契約の内容を遵守しない状況もあり、また一方では「解雇・退職強要・契約打切」といった労働者の生活をも奪ってしまう不当な違反行為も見受けられます。

相談者の業種別分布や男女比、業種別分布からも読み取れるように、「正社員だから守られている」と思われていること自体が大きな誤解であるということがわかります。正規労働者、非正規労働者ともに「働くこと」に問題を抱えています。

労働者を保護するための法律は様々あります。自分たちの労働契約上の権利を守るために、知識を取得することも必要です。

労使ともに法的知識に欠けた中で発生している事例も多くないものと思われます。働いていて「なんか変だよ」と感じることは、そのままにしないでください。黙っていることが、事態を悪化させることもあります。

また、ご自身一人での解決には困難が伴うこともあります。労働組合に加入しての解決方法もあります。一人で悩む前に「なんでも労働相談ダイヤル（0120-154-052）」「札幌労働相談センター〈直通（011/2104195）〉」をご活用ください。